

2020年10月1日

吸収分割に関する事後備置書類

(会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条に基づく開示事項)

東京都港区東新橋一丁目9番1号

ソフトバンク株式会社

代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮内 謙



東京都品川区上大崎三丁目1番1号

株式会社 U-NEXT

代表取締役 堤 天心



ソフトバンク株式会社（以下「分割会社」といいます。）及び株式会社 U-NEXT（以下「承継会社」といいます。）は、2020年7月20日付吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、2020年10月1日を効力発生日として、分割会社の事業のうちアニメ放題事業に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関して、会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条により開示すべき事項は、下記のとおりです。

記

1. 本吸収分割が効力を生じた日

2020年10月1日

2. 分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

(1) 会社法第784条の2の規定による手続の経過

分割会社は、会社法第784条第2項に基づき株主総会の承認決議を経ずに本吸収分割を実施したため、会社法第784条の2に基づく株主による差止請求手続は行っておりません

(2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過

分割会社は、会社法第 784 条第 2 項に基づき株主総会の承認決議を経ずに本吸収分割を実施したため、同法第 785 条第 1 項第 2 号に該当し、反対株主の株式買取請求権は生じません。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

本吸収分割に関して、会社法第 787 条第 1 項第 2 号の要件を満たす新株予約権はありませんので、会社法第 787 条の規定による手続は行っておりません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2020 年 8 月 18 日付の官報及び電子公告により、債権者に対して本吸収分割について異議申述の公告を行いました。会社法第 789 条の規定による異議を述べた債権者は存在しませんでした。

3. 承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第 796 条第 2 項に基づき株主総会の承認決議を経ずに本吸収分割を実施したため、会社法第 796 条の 2 に基づく株主による差止請求手続はおこなっておりません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第 796 条第 2 項に基づき株主総会の承認決議を経ずに本吸収分割を実施したため、同法第 797 条第 1 項但書に該当し、反対株主の株式買取請求権は生じません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項に基づき、2020 年 8 月 18 日付の官報及び日刊工業新聞により、債権者に対して本吸収分割について異議申述の公告を行いました。会

社法第 799 条の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務

承継会社は、本吸収分割の効力発生日をもって、本件吸収分割契約に基づき、分割会社の事業のうちアニメ放題事業に関して有する一切の権利義務を承継いたしました。

5. 本吸収分割に関する変更登記をした日

本吸収分割に関する分割会社及び承継会社の変更登記申請は 2020 年 10 月 1 日に行う予定です。

6. その他本吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上

